

長崎市監査公表第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和2年8月17日

長崎市監査委員	三	井	敏	弘
同	三	谷	利	博
同	西	田	実	伸
同	山	口	政	嘉

令和2年度

監 査 報 告

財務監査（工事監査）

〔前期〕

理 財 部

環 境 部

水 産 農 林 部

中央総合事務所

上下水道局事業部

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査（工事監査）

第2 監査の対象

理 財 部（契約検査課、検査指導室）

環 境 部（東工場）

水 産 農 林 部（水産振興課、農林振興課）

中央総合事務所（地域整備1課、地域整備2課）

上下水道局事業部（事業管理課、水道建設課、給水課、浄水課、下水道建設課、
下水道施設課）

今回の監査は、平成31年3月から令和2年2月までに発注したもののうち、次のとおり工事10件と業務委託4件を抽出した。

工 事（10件）

件 名	所 管 名
1 東工場ごみ焼却設備及び付帯設備整備工事	東工場
2 三和宮崎地区ほ場暗渠排水管整備工事	農林振興課
3 稲佐山公園整備工事	地域整備1課
4 田上（6）地区急傾斜地崩壊対策工事	地域整備2課
5 小江原・岩屋地区配水管布設工事（その7）	水道建設課
6 鍛冶屋町ほか（径200・100・50 耗）配水管布設工事	
7 大浜町（径150 耗）送水管布設工事	給水課
8 八郎川取水堰改良工事	浄水課
9 中部第三排水区（八千代町ほか）雨水渠布設工事	下水道建設課
10 中部茂里町第2雨水排水ポンプ場監視制御設備改築工事	下水道施設課

業務委託（4件）

件 名	所 管 名
1 飛島磯釣り公園釣場橋梁調査設計業務委託	水産振興課
2 市道稲田町6号線ほか2線交差点予備設計業務委託	地域整備2課
3 長崎市農業集落排水施設最適整備構想策定業務委託	事業管理課
4 西部下水処理場水処理施設実施設計及び地質調査業務委託	下水道建設課

第3 監査の期間

令和2年4月1日から令和2年7月28日まで

第4 監査の着眼点

1 主な着眼点

- (1) 計画 事前協議及び諸手続
- (2) 設計 関係法令等の適用、設計基準等の運用、設計図書の作成
- (3) 積算 積算基準の運用
- (4) 契約 契約手続
- (5) 施工 工事関係手続、施工管理、安全管理、書類管理、設計変更手続
- (6) 検査 検査関係書類
- (7) 維持管理業務 保守点検関係書類
- (8) 委託業務 委託業務関係書類

2 重点項目

- (1) 設計図書に適切な施工条件が明示されているか
- (2) 受注者が行う官公庁等への届出を把握しているか
- (3) 受注者と下請業者との契約状況を確認しているか
- (4) 現場の安全対策が適切に実施されているか
- (5) 工事・業務打合せ簿が適切に取り扱われているか

第5 監査の実施内容

設計図書等関係書類及び現場が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に執行されているか書類審査し、関係職員からの事情聴取及び現場実査を行った。

第6 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、法令等に沿っておおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については、口頭により指導した。

指摘事項

中央総合事務所

1 稲佐山公園整備工事

[地域整備1課]

- (1) チェーンソーによる伐木作業において、下肢の切創防止用防護衣を着用していなかった。適正な安全管理の指導に留意されたい。

監査委員の意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

1 現場発生品の管理について

中央総合事務所は、現場発生品である板石等を支給し再利用することにより工事費の削減や資源の有効活用を行っているが、現場発生品の管理において、台帳が整備されていないため、どのような材料がどれだけあるのか把握できていない。

各総合事務所の現場発生品を一括管理して情報を共有することは、より一層の工事費の削減や資源の有効活用を図れるため、現場発生品の管理について、取扱い及び台帳等を整備して情報共有をする必要があると思われる。